

令和7年度  
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会  
(第3回)

【書面会議】

# 議案書

【発 送 日】 令和8年1月14日 (水)

【返送期限】 令和8年1月26日 (月)

## 内容

会議次第 .....	- 1 -
議案第 1 号.....	- 2 -
議案第 2 号.....	- 14 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約 .....	- 24 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会設置規程 .....	- 27 -
委員名簿 .....	- 29 -

## 会議次第

### 1. 議 事

#### 議案第1号

- ▼地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について  
資料1のとおり

#### 議案第2号

- ▼紀の川コミュニティバスの路線・ダイヤ改正について  
資料2のとおり

## 議案第1号

### 地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について

- 地域巡回バスのうち一部路線の運行について、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）による支援を受けていることから、当該事業について、本協議会による事業の実施状況の確認、自己評価を行い、地方運輸局への報告及びホームページ等での公表を行う必要がある。
- このことから、令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価（自己評価）案を作成したので、承認を求める。

資料1のとおり

令和8年1月14日提出

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和8年1月 日

協議会名:紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

評価対象事業名:地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
和歌山バス那賀株	(粉河那賀路線) 名手上那賀支所コース		A	計画通り事業は適切に実施された。	A
和歌山バス那賀株	(粉河那賀路線) 川原西脇コース	・利用実態に応じた適材適所のサービス提供を目指して、令和3年10月1日に地域巡回バスの路線・ダイヤを見直し、試行運行を開始した。	A	計画通り事業は適切に実施された。	A
和歌山バス那賀株	(打田粉河路線) 赤尾藤井コース	・見直しにあたって、利用実態に応じた車両の小型化や事前予約制による運行の導入、拠点間運行の多頻度化、買い物施設内へのバス乗入開始等の取組を実施した。	A	計画通り事業は適切に実施された。	C
和歌山バス那賀株	(打田粉河路線) 長田竜門コース	・路線・ダイヤ改正後の路線図・時刻表をエリアごとに掲載した公共交通マップを活用し、市内高校や転入者等へのMMを継続して実施した。	A	計画通り事業は適切に実施された。	B
和歌山バス那賀株	(打田貴志川路線) 打田貴志川コース	・運行事業者の協力のもと利用実績を集積し、今後の運行見直しの検討を進めている。	A	計画通り事業は適切に実施された。	A
株有交紀北	(打田貴志川路線) 細野貴志川コース	・NPO法人が開催する地域巡回バスを活用したイベントに協力し、利用促進を行った。	A	計画通り事業は適切に実施された。	A
株有交紀北	(粉河桃山路線) 桃山鞆淵コース	・紀の川デマンド乗合交通の利用説明会や地区単位での出前講座を行う中で、既存の公共交通と組み合わせた移動方法について案内した。	A	計画通り事業は適切に実施された。	A

⑤目標・効果達成状況の評価段階の目安設定について

A: 目標達成 B: 目標未達だがコース単位では前年度比で増加 C: 目標未達かつコース単位でも前年度比で減少

別添1-2

### 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和8年1月 日

協議会名:	紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>平成17年11月7日に旧那賀郡内の5町(打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町)が合併し、紀の川市が誕生しました。この合併により市の面積が228.21 Km<sup>2</sup>と拡大し、高齢者や障害者などの交通弱者にとって市域内の移動が困難となったこと、また公共交通事業者の不採算バス路線撤退等による公共交通空白地域の増加等の問題も生じていたことから、「交通弱者の日常的な移動手段の確保」、「公共交通空白地域の解消」を目的とし、地域巡回バスの運行を開始しました。</p> <p>現在では、この地域巡回バス路線の認知度も、高齢者の方々をはじめとして、徐々に浸透してきているところです。また高齢化、人口減少対策として、市全体で定住施策を推進している中で、公共交通の充実も定住条件の一つと考えられます。</p> <p>以上のことから、引き続き、行政・市民・事業者等が協力し一体となって、この地域巡回バスの路線確保、サービス提供の維持を行っていきたいと考えております。</p>

## 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（ネットワーク全体の評価）

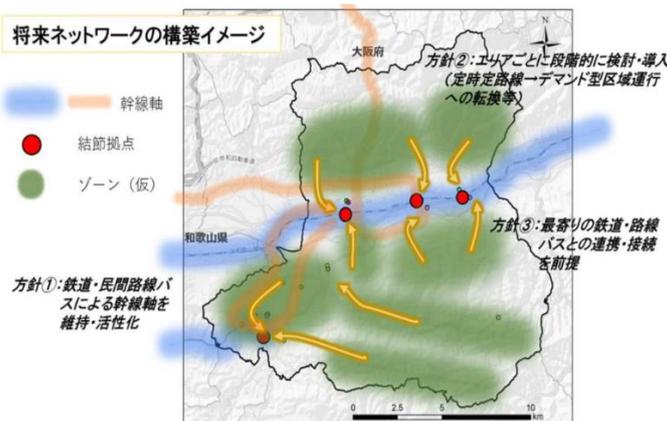
### 1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

#### 公共交通の将来像

- ・本市の地域公共交通を取り巻く課題やニーズを踏まえ、住民の生活に必要な移動を考慮した利便性の向上と、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築・再整理を目指し、令和6年3月に「紀の川市地域公共交通計画」を策定しました。
- ・本計画で目指す将来像は、「第2次紀の川市長期総合計画」で示す“人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち”を交通の立場から実現するため、おでかけや交流のための移動手段として、地域公共交通が大切な担い手になることを目指し、『地域公共交通でおでかけ、人に会いに行きたくなるまち』と定めています。
- ・地域住民やバス利用者を対象としたアンケート調査結果および、紀の川市地域公共交通活性化協議会での協議等を踏まえ、計画では以下の5点を課題として整理しています。
  - ① 高齢化、交通弱者の増加に対応した地域公共交通づくり
  - ② より使いやすい地域公共交通づくり
  - ③ 持続可能な地域公共交通づくり
  - ④ 地域公共交通軸としての鉄道サービスの維持
  - ⑤ 地域公共交通に対する意識の向上
- ・計画では、目指すべき将来像を実現するため、以下の3つの基本方針を設定し、上記の課題解決に取り組むこととしています。
  - ① 地域特性に応じた、きめ細やかな地域公共交通づくり
  - ② 将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの実現
  - ③ 地域・事業者・行政が一体となって地域公共交通を支える理解醸成や体制づくり

#### 公共交通ネットワークのイメージ図

※鉄道や民間バス路線バス、コミュニティバスによる幹線軸を維持・活性化しつつ、生活圏をもとに本市のゾーン分けを行い、最寄りの幹線軸との連携・接続を前提とした柔軟なサービスによるネットワークの構築を図ります。



## 2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

## 【目標設定】

・ 地域巡回バス利用者数（国庫補助対象路線）

▼令和 7 年度（R6.10～R7.9）

路線名	目標人数	1日当たり	備考
粉河那賀路線 （名手上那賀支所コース および川原西脇コース）	6,045 人	16.7 人/日	正月 3 が日を除き毎日運行 ※目標値は令和 7 年度申請時のものです。
打田粉河路線 （赤尾藤井コースおよび 長田竜門コース）	3,475 人	9.6 人/日	
打田貴志川路線 （打田貴志川コースおよび 細野貴志川コース）	7,168 人	19.8 人/日	
粉河桃山路線 （桃山鞆淵コース）	2,606 人	7.2 人/日	
合計	19,294 人	53.3 人/日	

## 【各路線の目標の設定理由】

令和 7 年度の目標については、令和 5 年度（令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月）の利用者数実績をもとに、利用促進による現状改善を図り、各路線で 1 日当たりの利用者数を直近の令和 5 年度実績値より 1 人増加させることを目標としました。

## 【評価の基準】

令和 7 年度の紀の川市地域公共交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統）で設定した目標が達成されているかどうかを評価の基準としています。

## 【目標達成状況】

▼粉河那賀路線（名手上那賀支所コースおよび川原西脇コース）

年間利用者数の目標 6,045 人に対し、実績 7,863 人であり、目標達成

▼打田粉河路線（赤尾藤井コースおよび長田竜門コース）

年間利用者数の目標 3,475 人に対し、実績 2,782 人であり、目標不達成

▼打田貴志川路線（打田貴志川コースおよび細野貴志川コース）

年間利用者数の目標 7,168 人に対し、実績 8,346 人であり、目標達成

▼粉河桃山路線（桃山鞆淵コース）

年間利用者数の目標 2,606 人に対し、実績 2,963 人であり、目標達成

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

(1) 取組経緯

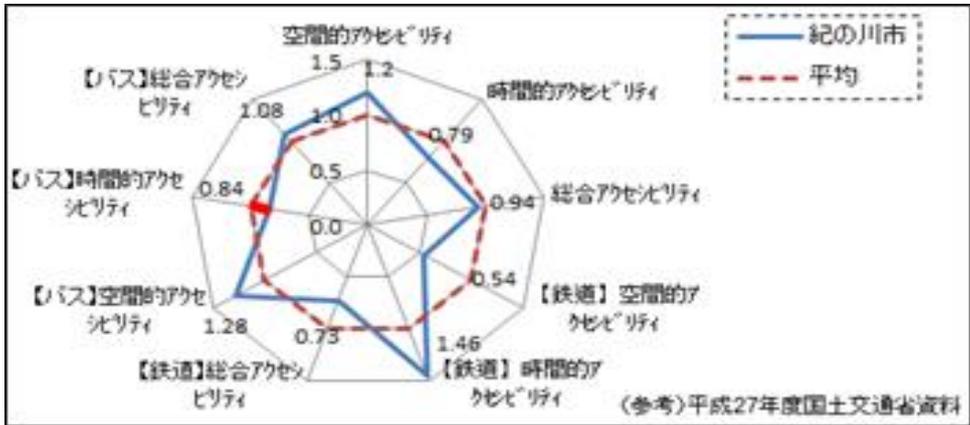
本市は、全国平均と比較して、「鉄道の空間的アクセシビリティ」と「バスの時間的アクセシビリティ」が低い状況にあります。前者に関して、空間的なアクセス向上のため鉄道駅を新設する等の対応は容易ではなく、また更に人口減少が予測される社会情勢の中で、現実的な対応とは言えません。

一方、後者は、運行時間を短縮化し、目的地までより短時間でアクセスできるようにしたり、運行頻度を高めることで利用しやすくしたりすることで、利便性の向上に結びつけられる可能性があります。このことから、令和3年10月に地域巡回バスの路線・ダイヤ改正を実施し、拠点間運行の多頻度化を図りました。

また、令和4年度に実施した市民の移動に関するアンケート調査では、バスを利用しづらい・しない理由として「バス停までの距離が遠い」「バスの運行本数が少ない」ことが多く挙げられたため、令和6年3月に策定した「紀の川市地域公共交通計画」において、予約に応じて設定エリア内の乗降地点間を柔軟に運行するデマンド型区域運行サービスの導入を進めることとしています。

令和7年1月から紀の川以北の河北地域の東西2エリアでデマンド型区域運行サービス「紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）」を開始し、令和8年1月からは河南地域にも運行を拡大し、西エリア・東エリア・南エリアの3エリアで運行しています。

今後、地域巡回バスについて、デマンド型区域運行サービスの利用状況を踏まえながら、既存公共交通との役割分担を明確にする形で整理・見直しを進めます。



【令和7年度(R6.10~R7.9)の協議会の開催状況】

- 令和6年11月 令和6年度第2回協議会
  - ・紀の川デマンド乗合交通の運行について
- 令和7年1月 令和6年度第3回協議会
  - ・紀の川市地域巡回バスの早朝・夜間便の減便について
  - ・紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の運行状況について など
- 令和7年6月 令和7年度第1回協議会
  - ・令和6年度の実績について
  - ・地域公共交通計画「別紙」（地域内フィーダー系統）の策定について

## (2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

## 補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金(地域巡回バス)	本協議会	R6. 10. 1～ R7. 9. 30	フ	・ 正月3が日を除き毎日運行 ・ 全6路線(12コース)運行 うち、4路線(7コース)が補助対象路線
地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(粉河熊取線)	紀の川市 和歌山バス那賀	R6. 10. 1～ R7. 9. 30	幹	・ 粉河駅前～熊取前を運行

【種別】 幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業、継策：運送継続計画策定事業、継推：運送継続計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
地域巡回バス運行補助事業	紀の川市	R7. 4. 1～ R8. 3. 31	・ 運行経費と、運賃収入・国庫補助金の差額を市が負担
路線バス運行補助事業	紀の川市	R7. 4. 1～ R8. 3. 31	・ 紀の川コミュニティバスおよび路線バス粉河熊取線の運行経費と、運賃収入・国庫および県補助金(粉河熊取線)の差額を市が負担
デマンド型乗合タクシー運行維持費補助金(赤沼田名手駅前路線)	紀の川市	R7. 4. 1～ R8. 3. 31	・ 運行経費と、運賃収入の差額を市が負担
紀の川デマンド乗合交通運行補助事業	紀の川市	R7. 4. 1～ R8. 3. 31	・ 運行経費と、運賃収入の差額を市が負担。令和7年1月8日から河北西・河北東エリアで運行開始。令和8年1月5日からは西・東・南の3エリアに運行エリアを拡大

※その他補助事業の実施期間は令和7年度内の期間を記載。

## 非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
利用促進	紀の川市	R6. 10. 1～ R7. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内高校の入学者に対し、コミュニティバス・路線バスの時刻表を配布し、周知を実施</li> <li>・貴志川高校の協力のもと、中学生体験入学の参加者に対し、公共交通による通学方法の案内チラシを配布</li> <li>・転入者に対し、コミュニティバスの時刻表を掲載した公共交通ガイドブックを配付</li> <li>・紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の乗車体験会を実施</li> <li>・紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の利用説明会、出前講座を随時開催</li> <li>・庁内のデジタル推進室が実施するスマホ教室と連携し、紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の利用方法を説明</li> </ul>

## (3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(粉河熊取線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉河駅前市営駐車場でパークアンドバスライドに取り組み、周知を実施</li> <li>・令和6年10月から粉河駅前北側の市営第1駐車場に、ウェブ上で日極利用を予約できる仕組みを導入</li> </ul>	粉河熊取線の収入増加による運行の持続可能性確保

## 4. 具体的取組に対する評価

## 【実績】

## ・地域巡回バス利用者数（国庫補助対象路線）

## ▼令和7年度(R6.10~R7.9)

路線名	目標人数	実績人数	達成率	備考
粉河那賀路線 （名手上那賀支所コース および川原西脇コース）	6,045人	7,863人	130.1%	正月3が日 を除き毎日 運行
打田粉河路線 （赤尾藤井コースおよび 長田竜門コース）	3,475人	2,782人	80.1%	
打田貴志川路線 （打田貴志川コースおよ び細野貴志川コース）	7,168人	8,346人	116.4%	
粉河桃山路線 （桃山鞆渚コース）	2,606人	2,963人	113.7%	
合計	19,294人	21,954人	113.8%	

- ・地域巡回バスは令和3年10月1日に路線・ダイヤ改正を実施し、新たなルートでの試行運行を開始しました。
- ・運行の見直しにあたって、以下の取組を実施しました。
  - 利用実態に応じた車両の小型化と事前予約制による運行の導入
  - 拠点間運行の多頻度化
  - 買い物施設内へのバス乗入開始
- ・令和6年度の利用者実績は、目標人数の19,294人に対して実績人数が21,954人となり、目標を上回る結果となりました。
- ・路線全体の利用者数は前年比で増加傾向にありますが、コースごとに見ると利用者の減少が続いているコースもあります。地域巡回バスがおでかけや交流の手段としてより多くの方に利用いただけるよう、利用促進を行うとともに、地域に応じた運行内容への見直しを進める必要があり、紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の利用実績を踏まえながら、既存公共交通との役割分担を明確にする形で整理・見直しを進めます。

## 5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課 題	課題への対応方針
運行内容の周知および利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習出前講座等、住民や利用者の方と接する機会をとらえて、運行内容の周知および利用促進を図ります。</li> <li>・広報紙やホームページ等を活用した情報発信を引き続き行います。</li> </ul>
地域巡回バスの試行運行に関する課題整理と、見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド型区域運行サービス「紀の川デマンド乗合交通」と地域巡回バスの利用状況を踏まえながら、既存の公共交通との役割分担を明確にした形で運行内容の整理・見直しを行えるよう、運行事業者をはじめとした関係者との協議を進めます。</li> </ul>

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（これまでの経緯）

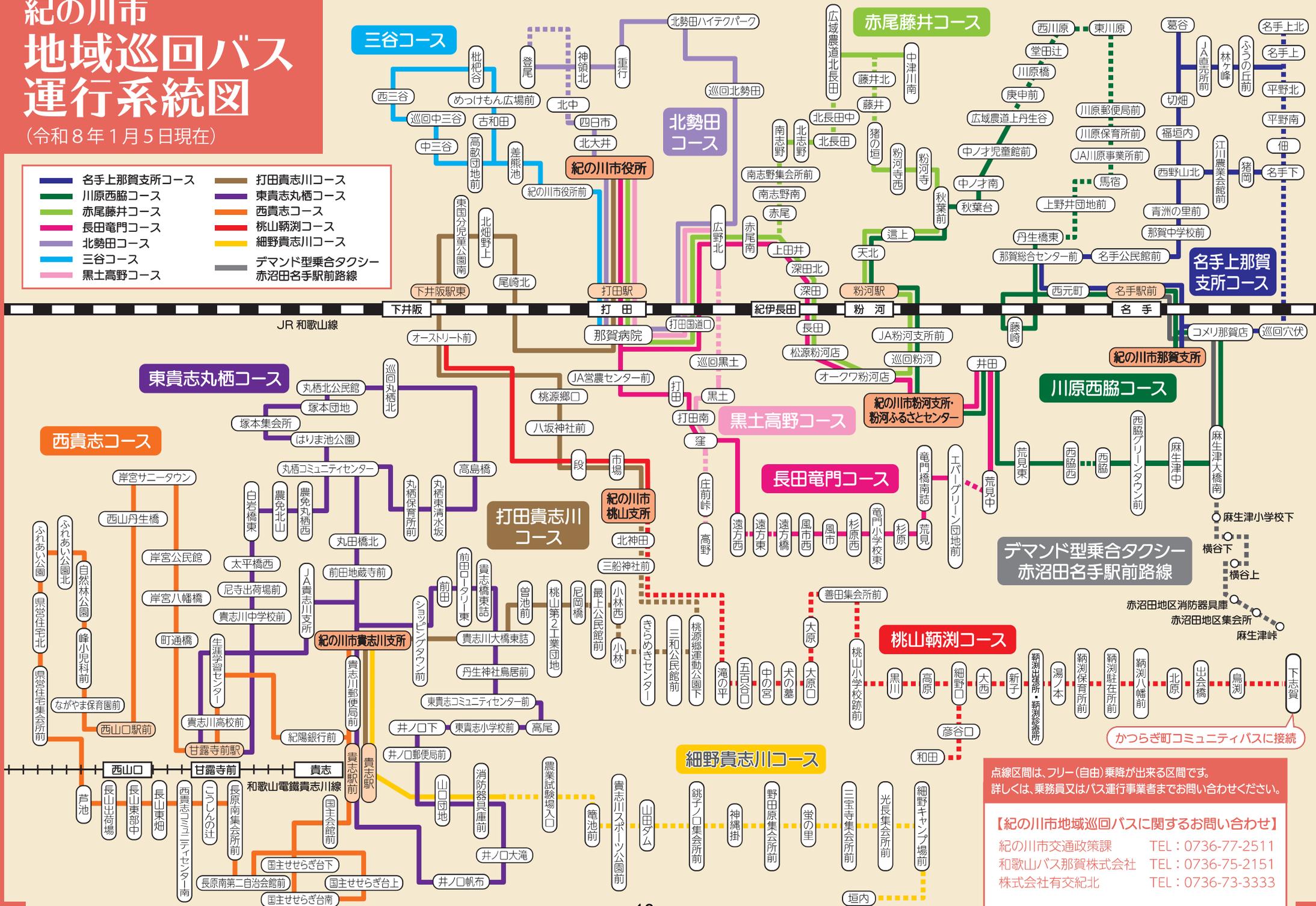
1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況		
昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
<p>事業実施の適切性、また、広報による周知・PR 活動だけでなく、シンポジウムを開催されるなど、公共交通利用の機運を高める工夫が感じられる点が評価できる。</p> <p>今後、目標を達成できていない路線を中心に、利用者のニーズに即した運行ルートやダイヤ編成に取り組み利用者の増加、利便性向上を図り、持続可能な公共交通が構築されることを期待する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行事業者の協力のもと利用実績を集積し、今後の運行見直しの検討を進めています。</li> <li>・ NPO 法人が開催する、地域巡回バスを活用した「フレイル予防応援ウォーク」のイベントに協力し、参加者への利用促進を行いました。</li> <li>・ 市内高校や転入者等への MM（時刻表配布等）を継続して実施しました。</li> <li>・ 紀の川デマンド乗合交通の利用説明会や地区単位での出前講座を行う中で、既存の公共交通と組み合わせた移動方法について案内しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デマンド型区域運行サービス「紀の川デマンド乗合交通」と地域巡回バスの利用状況を踏まえながら、既存の公共交通との役割分担を明確にした形で運行内容の整理・見直しを行えるよう、運行事業者をはじめとした関係者との協議を進めます。</li> <li>・ 広報紙、ホームページ等での情報発信や、生涯学習出前講座等の機会を活かして、地域公共交通への理解醸成と利用促進を図ります。</li> </ul>

2. アピールポイント、特に工夫した点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通を利用した外出のきっかけとなるよう作成・配布した公共交通ガイドブックについて、エリアごとに路線図・時刻表を掲載することで、バス停の場所や目的地への行き方などの分かりやすさを向上させるよう配慮しました。</li> <li>● 地域巡回バスの認知度向上・関心喚起のため、車両のラッピングデザインを複数のデザイン案の中から市民投票で決定する取組を実施しました。</li> <li>● 令和 6 年 2 月 18 日にシンポジウムを開催し、先進事例発表やパネルディスカッションを通して、参加者や関係者が、持続可能な地域公共交通とするためにはどうすれば良いかを考える機会を創出しました。</li> <li>● デマンド型区域運行サービス「紀の川デマンド乗合交通」の利用説明会や出前講座を随時開催。説明時には参加者の身近な乗降ポイントの案内やスマホを活用した予約方法、既存の公共交通と組み合わせた移動方法の案内などを可能な限り実施しました。</li> </ul>

# 紀の川市 地域巡回バス 運行系統図

(令和8年1月5日現在)

- 名手上那賀支所コース
- 川原西脇コース
- 赤尾藤井コース
- 長田竜門コース
- 北勢田コース
- 三谷コース
- 黒土高野コース
- 打田貴志川コース
- 東貴志丸栖コース
- 西貴志コース
- 桃山鞆淵コース
- 細野貴志川コース
- デマンド型乗合タクシー  
赤沼田名手駅前路線



点線区間は、フリー(自由)乗降が出来る区間です。  
詳しくは、乗務員又はバス運行事業者までお問い合わせください。

**【紀の川市地域巡回バスに関するお問い合わせ】**  
 紀の川市交通政策課 TEL: 0736-77-2511  
 和歌山バス那賀株式会社 TEL: 0736-75-2151  
 株式会社有交紀北 TEL: 0736-73-3333

## 議案第2号

紀の川コミュニティバスの路線・ダイヤ改正について

- 令和8年4月1日から紀の川コミュニティバスの路線・ダイヤを改正することについて、次のとおり承認を求める。

資料2のとおり

令和8年1月14日提出

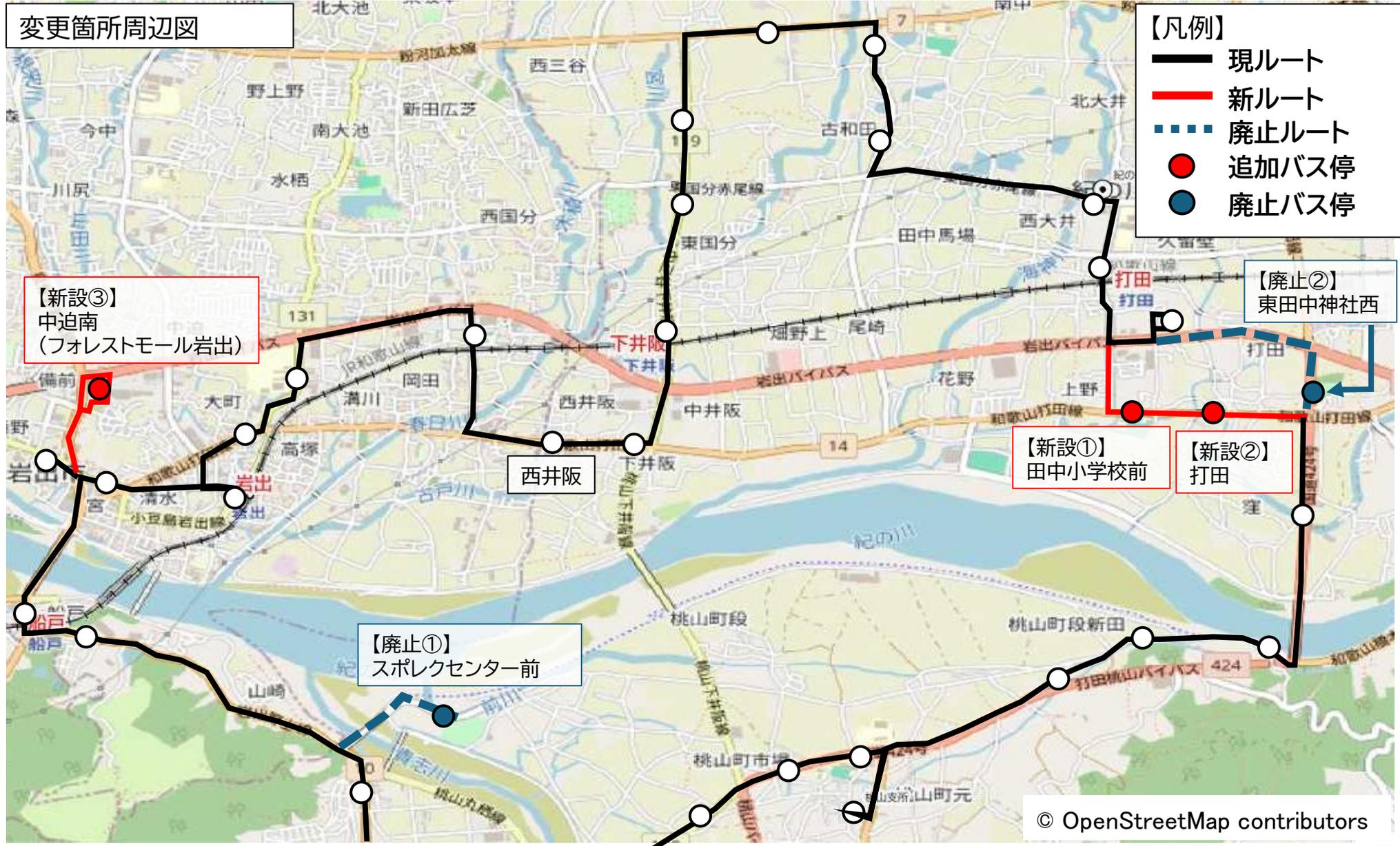
## 紀の川コミュニティバスの路線・ダイヤ改正について (協議事項)

### 協議事項の概要

改正趣旨	<p>◆田中小学校から直線距離で2 km以上ある西井阪地区周辺の人口が増加傾向にあり、当該地域からの通学者も増加していることから、地域の通学利用に対応できるよう、ルート変更及び下校時刻に合わせたダイヤ改正を行う。</p> <p>◆買い物等の利便性を向上させるため、岩出市のショッピングモール「フォレストモール岩出」への乗入を行い、利用促進を図る。</p> <p>◆上記ルート変更による運行時間増加分を調整するため、日常的なバス利用者が少ない「スポレクセンター前」を廃止し、運行時間を短縮する。 (※予約制運行の紀の川デマンド乗合交通(のりのり交通)の乗降ポイントとして「スポレクセンター」を設定しており、代替交通として利用可能)</p> <p>◆上記ルート変更により、ルートから外れた「東田中神社西」バス停は廃止し、代替バス停として地域巡回バスの既設バス停である「打田」を新たに紀の川コミュニティバスのバス停に追加する。</p> <p>以上のとおり紀の川コミュニティバスの路線・ダイヤ改正を令和8年4月1日から実施することについて、本協議会における承認を求める。</p>
協議内容 【別紙】	<p>①運行ルートの変更 ②停留所の変更(新設3か所、廃止2か所) ③運行ダイヤの変更</p>
検討経過	<p>令和7年4月 西井阪自治区からバス利用に関する要望 令和7年6月 和歌山バス那賀株式会社、岩出市、紀の川市教育委員会等と実施に向けた具体的調整を開始</p> <p>令和7年12月 岩出警察署・道路管理者(那賀振興局)・施設管理者・関係自治区、周辺施設との事前協議完了</p>
【確認事項】 運賃協議部会を開催しない理由について	<p>均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更が発生するが、運賃額に変更がないため、「紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会設置規程」第5条第5項第1号に該当し、会議の開催を省略する。</p>



# ①紀の川コミュニティバスの運行ルートの変更



# ②紀の川コミュニティバスの停留所の変更(新設3か所)

## ①田中小学校前



上記赤丸箇所に新設



(参考)  
過去に路線バス「那賀線」が運行していた際に、同箇所に「田中小学校前」のバス停が設置されていました。

## ②打田



紀の川市地域巡回バスの打田バス停と同箇所に設置

## ③中迫南(フォレストモール岩出)



岩出市巡回バスの中迫南バス停と同箇所に設置

# ③紀の川コミュニティバスの運行ダイヤの変更(東回りコース)

東(右)改正案		所要	午前			午後		
	紀の川市貴志川支所	0:01	6:30	8:30	10:30	13:15	15:40	17:30
	神戸	0:02	6:31	8:31	10:31	13:16	15:41	17:31
	貴志川高校前	0:01	6:33	8:33	10:33	13:18	15:43	17:33
	西貴志コミュニティセンター	0:03	6:34	8:34	10:34	13:19	15:44	17:34
	長山団地	0:02	6:37	8:37	10:37	13:22	15:47	17:37
	西山口	0:02	6:39	8:39	10:39	13:24	15:49	17:39
	西山丹生脇	0:01	6:41	8:41	10:41	13:26	15:51	17:41
	岸宮	0:02	6:42	8:42	10:42	13:27	15:52	17:42
	尼寺	0:02	6:44	8:44	10:44	13:29	15:54	17:44
	北山	0:01	6:46	8:46	10:46	13:31	15:56	17:46
	丸柄コミュニティセンター	0:02	6:47	8:47	10:47	13:32	15:57	17:47
	丸柄北	0:03	6:49	8:49	10:49	13:34	15:59	17:49
変	船戸山	0:01	6:52	8:52	10:52	13:37	16:02	17:52
変	船戸跨線橋北詰	0:04	6:53	8:53	10:53	13:38	16:03	17:53
変	岩出市役所	0:04	6:57	8:57	10:57	13:42	16:07	17:57
新	中迫南(フォレストモール岩出)	0:03	7:01	9:01	11:01	13:46	16:11	18:01
	宮	0:04	7:04	9:04	11:04	13:49	16:14	18:04
	岩出駅	0:01	7:08	9:08	11:08	13:53	16:18	18:08
	岩出	0:01	7:09	9:09	11:09	13:54	16:19	18:09
	那賀総合庁舎前	0:02	7:10	9:10	11:10	13:55	16:20	18:10
	岡田北	0:02	7:12	9:12	11:12	13:57	16:22	18:12
	西井阪	0:01	7:14	9:14	11:14	13:59	16:24	18:14
	下井阪	0:02	7:15	9:15	11:15	14:00	16:25	18:15
	下井阪駅東	0:01	7:17	9:17	11:17	14:02	16:27	18:17
	国分寺東	0:02	7:18	9:18	11:18	14:03	16:28	18:18
	中三谷	0:01	7:20	9:20	11:20	14:05	16:30	18:20
	東三谷	0:01	7:21	9:21	11:21	14:06	16:31	18:21
	めっけもん広場前	0:01	7:22	9:22	11:22	14:07	16:32	18:22
	古和田	0:02	7:23	9:23	11:23	14:08	16:33	18:23
	紀の川市役所前	0:01	7:25	9:25	11:25	14:10	16:35	18:25
	打田駅西	0:07	7:26	9:26	11:26	14:11	16:36	18:26
変	公立那賀病院	0:03	7:33	9:33	11:33	14:18	16:43	18:33
新	田中小学校前	0:01	7:36	9:36	11:36	14:21	16:46	18:36
新	打田	0:03	7:37	9:37	11:37	14:22	16:47	18:37
	西行法師像前	0:02	7:40	9:40	11:40	14:25	16:50	18:40
	百合山	0:01	7:42	9:42	11:42	14:27	16:52	18:42
	百合	0:02	7:43	9:43	11:43	14:28	16:53	18:43
	段新田	0:03	7:45	9:45	11:45	14:30	16:55	18:45
	紀の川市桃山支所	0:01	7:48	9:48	11:48	14:33	16:58	18:48
	市場	0:01	7:49	9:49	11:49	14:34	16:59	18:49
	段	0:01	7:50	9:50	11:50	14:35	17:00	18:50
	最上北	0:02	7:51	9:51	11:51	14:36	17:01	18:51
	高嶋	0:01	7:53	9:53	11:53	14:38	17:03	18:53
	桃山会館前	0:01	7:54	9:54	11:54	14:39	17:04	18:54
	調月小学校前	0:01	7:55	9:55	11:55	14:40	17:05	18:55
	調月南部	0:02	7:56	9:56	11:56	14:41	17:06	18:56
	貴志川大橋東詰	0:01	7:58	9:58	11:58	14:43	17:08	18:58
	あおば幼稚園前	0:02	7:59	9:59	11:59	14:44	17:09	18:59
	高尾	0:01	8:01	10:01	12:01	14:46	17:11	19:01
	井ノ口大滝	0:02	8:02	10:02	12:02	14:47	17:12	19:02
	井ノ口	0:01	8:04	10:04	12:04	14:49	17:14	19:04
	貴志駅下	0:10	8:05	10:05	12:05	14:50	17:15	19:05
	紀の川市貴志川支所		8:15	10:15	12:15	15:00	17:25	19:15

東(右)現行		所要	午前			午後		
	紀の川市貴志川支所	0:01	6:30	8:30	10:30	13:15	15:40	17:30
	神戸	0:02	6:31	8:31	10:31	13:16	15:41	17:31
	貴志川高校前	0:01	6:33	8:33	10:33	13:18	15:43	17:33
	西貴志コミュニティセンター	0:03	6:34	8:34	10:34	13:19	15:44	17:34
	長山団地	0:02	6:37	8:37	10:37	13:22	15:47	17:37
	西山口	0:02	6:39	8:39	10:39	13:24	15:49	17:39
	西山丹生脇	0:01	6:41	8:41	10:41	13:26	15:51	17:41
	岸宮	0:02	6:42	8:42	10:42	13:27	15:52	17:42
	尼寺	0:02	6:44	8:44	10:44	13:29	15:54	17:44
	北山	0:01	6:46	8:46	10:46	13:31	15:56	17:46
	丸柄コミュニティセンター	0:02	6:47	8:47	10:47	13:32	15:57	17:47
	丸柄北	0:02	6:49	8:49	10:49	13:34	15:59	17:49
廃	スボレクセンター前	0:03	6:51	8:51	10:51	13:36	16:01	17:51
	船戸山	0:01	6:54	8:54	10:54	13:39	16:04	17:54
	船戸跨線橋北詰	0:07	6:55	8:55	10:55	13:40	16:05	17:55
	岩出市役所	0:02	7:02	9:02	11:02	13:47	16:12	18:02
	宮	0:04	7:04	9:04	11:04	13:49	16:14	18:04
	岩出駅	0:01	7:08	9:08	11:08	13:53	16:18	18:08
	岩出	0:01	7:09	9:09	11:09	13:54	16:19	18:09
	那賀総合庁舎前	0:02	7:10	9:10	11:10	13:55	16:20	18:10
	岡田北	0:02	7:12	9:12	11:12	13:57	16:22	18:12
	西井阪	0:01	7:14	9:14	11:14	13:59	16:24	18:14
	下井阪	0:02	7:15	9:15	11:15	14:00	16:25	18:15
	下井阪駅東	0:01	7:17	9:17	11:17	14:02	16:27	18:17
	国分寺東	0:02	7:18	9:18	11:18	14:03	16:28	18:18
	中三谷	0:01	7:20	9:20	11:20	14:05	16:30	18:20
	東三谷	0:01	7:21	9:21	11:21	14:06	16:31	18:21
	めっけもん広場前	0:01	7:22	9:22	11:22	14:07	16:32	18:22
	古和田	0:02	7:23	9:23	11:23	14:08	16:33	18:23
	紀の川市役所前	0:01	7:25	9:25	11:25	14:10	16:35	18:25
	打田駅西	0:10	7:26	9:26	11:26	14:11	16:36	18:26
	公立那賀病院	0:02	7:36	9:36	11:36	14:21	16:46	18:36
廃	東田中神社西	0:02	7:38	9:38	11:38	14:23	16:48	18:38
	西行法師像前	0:02	7:40	9:40	11:40	14:25	16:50	18:40
	百合山	0:01	7:42	9:42	11:42	14:27	16:52	18:42
	百合	0:02	7:43	9:43	11:43	14:28	16:53	18:43
	段新田	0:03	7:45	9:45	11:45	14:30	16:55	18:45
	紀の川市桃山支所	0:01	7:48	9:48	11:48	14:33	16:58	18:48
	市場	0:01	7:49	9:49	11:49	14:34	16:59	18:49
	段	0:01	7:50	9:50	11:50	14:35	17:00	18:50
	最上北	0:02	7:51	9:51	11:51	14:36	17:01	18:51
	高嶋	0:01	7:53	9:53	11:53	14:38	17:03	18:53
	桃山会館前	0:01	7:54	9:54	11:54	14:39	17:04	18:54
	調月小学校前	0:01	7:55	9:55	11:55	14:40	17:05	18:55
	調月南部	0:02	7:56	9:56	11:56	14:41	17:06	18:56
	貴志川大橋東詰	0:01	7:58	9:58	11:58	14:43	17:08	18:58
	あおば幼稚園前	0:02	7:59	9:59	11:59	14:44	17:09	18:59
	高尾	0:01	8:01	10:01	12:01	14:46	17:11	19:01
	井ノ口大滝	0:02	8:02	10:02	12:02	14:47	17:12	19:02
	井ノ口	0:01	8:04	10:04	12:04	14:49	17:14	19:04
	貴志駅下	0:10	8:05	10:05	12:05	14:50	17:15	19:05
	紀の川市貴志川支所		8:15	10:15	12:15	15:00	17:25	19:15

# ③紀の川コミュニティバスの運行ダイヤの変更(西回りコース)

西(左)改正案	所要	午前			午後		
紀の川市貴志川支所	0:02	6:20	8:20	10:25	12:30	15:10	17:00
貴志駅下	0:01	6:22	8:22	10:27	12:32	15:12	17:02
井ノ口	0:02	6:23	8:23	10:28	12:33	15:13	17:03
井ノ口大滝	0:01	6:25	8:25	10:30	12:35	15:15	17:05
高尾	0:02	6:26	8:26	10:31	12:36	15:16	17:06
あおぼ幼稚園前	0:01	6:28	8:28	10:33	12:38	15:18	17:08
貴志川大橋東詰	0:02	6:29	8:29	10:34	12:39	15:19	17:09
調月南部	0:01	6:31	8:31	10:36	12:41	15:21	17:11
調月小学校前	0:01	6:32	8:32	10:37	12:42	15:22	17:12
桃山会館前	0:01	6:33	8:33	10:38	12:43	15:23	17:13
高嶋	0:02	6:34	8:34	10:39	12:44	15:24	17:14
最上北	0:01	6:36	8:36	10:41	12:46	15:26	17:16
段	0:01	6:37	8:37	10:42	12:47	15:27	17:17
市場	0:05	6:38	8:38	10:43	12:48	15:28	17:18
紀の川市桃山支所	0:02	6:43	8:43	10:48	12:53	15:33	17:23
段新田	0:01	6:45	8:45	10:50	12:55	15:35	17:25
百合	0:01	6:46	8:46	10:51	12:56	15:36	17:26
百合山	0:02	6:47	8:47	10:52	12:57	15:37	17:27
西行法師像前	0:02	6:49	8:49	10:54	12:59	15:39	17:29
新 打田	0:01	6:51	8:51	10:56	13:01	15:41	17:31
新 田中小学校前	0:03	6:52	8:52	10:57	13:02	15:42	17:32
公立那賀病院	0:02	6:55	8:55	11:00	13:05	15:45	17:35
打田駅西	0:01	6:57	8:57	11:02	13:07	15:47	17:37
紀の川市役所前	0:02	6:58	8:58	11:03	13:08	15:48	17:38
古和田	0:01	7:00	9:00	11:05	13:10	15:50	17:40
めっけもん広場前	0:01	7:01	9:01	11:06	13:11	15:51	17:41
東三谷	0:01	7:02	9:02	11:07	13:12	15:52	17:42
中三谷	0:02	7:03	9:03	11:08	13:13	15:53	17:43
国分寺東	0:01	7:05	9:05	11:10	13:15	15:55	17:45
下井阪駅東	0:02	7:06	9:06	11:11	13:16	15:56	17:46
下井阪	0:01	7:08	9:08	11:13	13:18	15:58	17:48
西井阪	0:02	7:09	9:09	11:14	13:19	15:59	17:49
岡田北	0:02	7:11	9:11	11:16	13:21	16:01	17:51
那賀総合庁舎前	0:01	7:13	9:13	11:18	13:23	16:03	17:53
岩出	0:04	7:14	9:14	11:19	13:24	16:04	17:54
岩出駅	0:01	7:18	9:18	11:23	13:28	16:08	17:58
宮	0:04	7:19	9:19	11:24	13:29	16:09	17:59
新 中迫南(フォレストモール岩出)	0:04	7:23	9:23	11:28	13:33	16:13	18:03
変 岩出市役所	0:05	7:27	9:27	11:32	13:37	16:17	18:07
変 船戸跨線橋北詰	0:01	7:32	9:32	11:37	13:42	16:22	18:12
変 船戸山	0:03	7:33	9:33	11:38	13:43	16:23	18:13
丸栖北	0:02	7:36	9:36	11:41	13:46	16:26	18:16
丸栖コミュニティセンター	0:01	7:38	9:38	11:43	13:48	16:28	18:18
北山	0:02	7:39	9:39	11:44	13:49	16:29	18:19
尼寺	0:02	7:41	9:41	11:46	13:51	16:31	18:21
岸宮	0:01	7:43	9:43	11:48	13:53	16:33	18:23
西山丹生脇	0:02	7:44	9:44	11:49	13:54	16:34	18:24
西山口	0:02	7:46	9:46	11:51	13:56	16:36	18:26
長山団地	0:03	7:48	9:48	11:53	13:58	16:38	18:28
西貴志コミュニティセンター	0:01	7:51	9:51	11:56	14:01	16:41	18:31
貴志川高校前	0:02	7:52	9:52	11:57	14:02	16:42	18:32
神戸	0:11	7:54	9:54	11:59	14:04	16:44	18:34
紀の川市貴志川支所		8:05	10:05	12:10	14:15	16:55	18:45

西(左)現行	所要	午前			午後		
紀の川市貴志川支所	0:02	6:20	8:20	10:25	12:30	15:00	17:00
貴志駅下	0:01	6:22	8:22	10:27	12:32	15:02	17:02
井ノ口	0:02	6:23	8:23	10:28	12:33	15:03	17:03
井ノ口大滝	0:01	6:25	8:25	10:30	12:35	15:05	17:05
高尾	0:02	6:26	8:26	10:31	12:36	15:06	17:06
あおぼ幼稚園前	0:01	6:28	8:28	10:33	12:38	15:08	17:08
貴志川大橋東詰	0:02	6:29	8:29	10:34	12:39	15:09	17:09
調月南部	0:01	6:31	8:31	10:36	12:41	15:11	17:11
調月小学校前	0:01	6:32	8:32	10:37	12:42	15:12	17:12
桃山会館前	0:01	6:33	8:33	10:38	12:43	15:13	17:13
高嶋	0:02	6:34	8:34	10:39	12:44	15:14	17:14
最上北	0:01	6:36	8:36	10:41	12:46	15:16	17:16
段	0:01	6:37	8:37	10:42	12:47	15:17	17:17
市場	0:05	6:38	8:38	10:43	12:48	15:18	17:18
紀の川市桃山支所	0:02	6:43	8:43	10:48	12:53	15:23	17:23
段新田	0:01	6:45	8:45	10:50	12:55	15:25	17:25
百合	0:01	6:46	8:46	10:51	12:56	15:26	17:26
百合山	0:02	6:47	8:47	10:52	12:57	15:27	17:27
西行法師像前	0:01	6:49	8:49	10:54	12:59	15:29	17:29
廃 東田中神社西	0:05	6:50	8:50	10:55	13:00	15:30	17:30
公立那賀病院	0:02	6:55	8:55	11:00	13:05	15:35	17:35
打田駅西	0:01	6:57	8:57	11:02	13:07	15:37	17:37
紀の川市役所前	0:02	6:58	8:58	11:03	13:08	15:38	17:38
古和田	0:01	7:00	9:00	11:05	13:10	15:40	17:40
めっけもん広場前	0:01	7:01	9:01	11:06	13:11	15:41	17:41
東三谷	0:01	7:02	9:02	11:07	13:12	15:42	17:42
中三谷	0:02	7:03	9:03	11:08	13:13	15:43	17:43
国分寺東	0:01	7:05	9:05	11:10	13:15	15:45	17:45
下井阪駅東	0:02	7:06	9:06	11:11	13:16	15:46	17:46
下井阪	0:01	7:08	9:08	11:13	13:18	15:48	17:48
西井阪	0:02	7:09	9:09	11:14	13:19	15:49	17:49
岡田北	0:02	7:11	9:11	11:16	13:21	15:51	17:51
那賀総合庁舎前	0:01	7:13	9:13	11:18	13:23	15:53	17:53
岩出	0:04	7:14	9:14	11:19	13:24	15:54	17:54
岩出駅	0:01	7:18	9:18	11:23	13:28	15:58	17:58
宮	0:03	7:19	9:19	11:24	13:29	15:59	17:59
岩出市役所	0:06	7:22	9:22	11:27	13:32	16:02	18:02
船戸跨線橋北詰	0:01	7:28	9:28	11:33	13:38	16:08	18:08
船戸山	0:05	7:29	9:29	11:34	13:39	16:09	18:09
廃 スボレクセンター前	0:02	7:34	9:34	11:39	13:44	16:14	18:14
丸栖北	0:02	7:36	9:36	11:41	13:46	16:16	18:16
丸栖コミュニティセンター	0:01	7:38	9:38	11:43	13:48	16:18	18:18
北山	0:02	7:39	9:39	11:44	13:49	16:19	18:19
尼寺	0:02	7:41	9:41	11:46	13:51	16:21	18:21
岸宮	0:01	7:43	9:43	11:48	13:53	16:23	18:23
西山丹生脇	0:02	7:44	9:44	11:49	13:54	16:24	18:24
西山口	0:02	7:46	9:46	11:51	13:56	16:26	18:26
長山団地	0:03	7:48	9:48	11:53	13:58	16:28	18:28
西貴志コミュニティセンター	0:01	7:51	9:51	11:56	14:01	16:31	18:31
貴志川高校前	0:02	7:52	9:52	11:57	14:02	16:32	18:32
神戸	0:11	7:54	9:54	11:59	14:04	16:34	18:34
紀の川市貴志川支所		8:05	10:05	12:10	14:15	16:45	18:45

**【補足説明】**  
 現在、紀の川市貴志川支所を15:00に出発している便は、田中小学校の下校時刻である15時30分に合わせて10分遅く出発するよう変更します。

# (参考)東田中神社西バス停の利用状況(R7.4月~11月)

	月	運行 日数	のりのり交通運行時間内												計	
			7:38		9:38		11:38		14:23		16:48		18:38		乗	降
			乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降		
東回り コース	4月	21日	0	1	0	0	0	0	5	1	2	5	0	1	7	8
	5月	20日	0	3	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	2	7
	6月	21日	0	13	0	0	1	0	2	1	1	1	0	0	4	15
	7月	22日	0	12	0	0	2	1	1	1	0	3	0	0	3	17
	8月	20日	0	2	0	1	0	0	2	2	0	1	0	0	2	6
	9月	20日	1	12	0	1	0	0	2	1	0	3	0	0	3	17
	10月	22日	1	10	0	0	1	0	4	2	1	4	0	1	7	17
	11月	18日	0	12	0	0	4	0	3	3	0	4	0	0	7	19
合計	164日	2	65	0	2	8	1	21	12	4	24	0	2	35	106	

**【補足説明】**  
 予約制運行の紀の川デマ  
 ンド乗合交通(のりのり交  
 通)の乗降ポイントを、東田  
 中神社西バス停近隣の打  
 田郵便局等に設置していま  
 す。

1日平均 0.21人 0.65人  
 うち、のりのり交通運行時間外 1日平均 0.04人 0.55人

	月	運行 日数	のりのり交通運行時間内												計	
			6:50		8:50		10:55		13:00		15:30		17:30		乗	降
			乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降		
西回り コース	4月	21日	0	0	3	0	0	1	2	1	0	2	0	0	5	4
	5月	20日	1	0	2	0	3	1	1	0	0	1	1	0	8	2
	6月	21日	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4	2
	7月	22日	0	0	5	0	0	1	0	2	0	0	0	1	5	4
	8月	20日	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	12	0	15	0
	9月	20日	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0
	10月	22日	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	1	6	3
	11月	18日	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	2	3
合計	164日	1	1	27	1	7	4	3	4	0	4	13	4	51	18	

1日平均 0.31人 0.11人  
 うち、のりのり交通運行時間外 1日平均 0.09人 0.03人

# (参考)スポレクセンター前バス停の利用状況(R7.4月~11月)

	月	運行 日数	のりのり交通運行時間内												計	
			6:51		8:51		10:51		13:36		16:01		17:51		乗	降
			乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降		
東回り コース	4月	21日	0	5	1	0	0	2	2	0	5	0	0	0	8	7
	5月	20日	0	0	2	0	1	0	1	1	5	10	0	0	9	11
	6月	21日	0	0	0	0	2	0	1	0	4	3	1	0	8	3
	7月	22日	0	0	0	0	0	0	1	0	6	5	0	0	7	5
	8月	20日	0	0	1	0	0	3	1	0	5	4	4	0	11	7
	9月	20日	0	0	1	0	0	0	2	1	6	0	0	0	9	1
	10月	22日	0	0	1	0	0	0	5	1	6	1	1	1	13	3
	11月	18日	0	0	0	1	0	1	5	1	8	2	0	0	13	5
	合計	164日	0	5	6	1	3	6	18	4	45	25	6	1	78	42

**【補足説明】**  
 予約制運行の紀の川デマ  
 ンド乗合交通(のりのり交  
 通)の乗降ポイントを、スポ  
 レクセンター前バス停と同  
 位置に設置しています。

1日平均 0.48人 0.26人  
 うち、のりのり交通運行時間外 1日平均 0.04人 0.04人

	月	運行 日数	のりのり交通運行時間内												計	
			7:34		9:34		11:39		13:44		16:14		18:14		乗	降
			乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降		
西回り コース	4月	21日	0	0	0	1	0	3	0	5	0	0	0	0	0	9
	5月	20日	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	0	7
	6月	21日	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	1	0	1	6
	7月	22日	0	0	0	2	0	0	0	5	0	0	0	1	0	8
	8月	20日	0	0	0	0	0	1	0	6	0	1	0	0	0	8
	9月	20日	0	0	0	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	8
	10月	22日	2	0	0	4	0	0	0	10	0	0	0	2	2	16
	11月	18日	0	0	0	5	0	0	0	6	0	0	0	0	0	11
	合計	164日	2	0	0	14	0	5	0	49	0	2	1	3	3	73

1日平均 0.02人 0.45人  
 うち、のりのり交通運行時間外 1日平均 0.02人 0.02人

日 程	内 容
令和8年1月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和7年度第3回協議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀の川コミュニティバスの路線・ダイヤ改正について承認</li> <li>・運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案とすることについて確認</li> </ul> </li> </ul>
令和8年1月下旬～	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 運行事業者による申請等</li> </ul>
令和8年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市広報紙等で周知</li> <li>■ 関係自治区等への事前周知</li> <li>■ バス車内等への告知の掲載</li> </ul>
令和8年4月1日(水)～	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 紀の川コミュニティバスの新ルート・新ダイヤでの運行開始</li> </ul>

## 【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

改正 令和4年6月13日

改正 令和5年4月1日

改正 令和7年4月1日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市副市長及び紀の川市長の指名する市職員
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者

(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

3 事務局次長は、紀の川市企画部交通政策課長をもって充てる。

4 事務局員は、紀の川市企画部交通政策課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和4年6月13日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

## 【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会設置規程

制定 令和7年6月24日

改正 令和7年10月28日

### (設置)

第1条 この規程は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置し、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 部会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議組織として、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項について協議するものとする。

### (組織)

第3条 部会は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市副市長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者

2 協議会会長が必要と認める場合は、部会以外の者を出席させることができる。

### (部会長)

第4条 部会に部会長1名を置く。

- 2 部会長は、部会員のうちから紀の川市副市長をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議の案件について、次に掲げる場合は、会議の開催を省略することができる。

- (1) 均一性運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合でも、運賃額に変更がない場合。ただし、競合する路線がある場合及び路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合
- (5) その他部会において、明らかに軽微な事案であると認められた場合  
（書面による決議）

第6条 部会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると部会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第3項中「出席」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

（報酬）

第7条 部会員が会議に出席したときの報酬は、規約第17条の例による。

（事務局）

第8条 部会の業務を処理するための事務局は、規約第14条に規定する事務局があたる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和7年6月24日から施行する。

この規程は、令和7年10月28日から施行する。

## 委員名簿

(敬称略)

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市	副市長	今城 崇光	会長
	紀の川市福祉部	部長	貴多橋 一仁	
	紀の川市農林商工部	部長	西 博行	
	紀の川市建設部	部長	山本 欣史	
	紀の川市教育部	部長	長田 和美	
(2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	取締役社長	佐伯 一也	
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	会長	豊田 英三	
	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	バス部会長	坂前 吉信	
	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	副支社長	磯川 健太郎	
	和歌山電鐵株式会社	代表取締役専務	麻生 剛史	
(3) 住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長職務代行者	宮本 稔彦	
	粉河地区区長会	会長	赤松 新太郎	
	那賀地区区長会	会長	野村 清彦	
	桃山地区区長会	会長	新谷 幸治	
	貴志川地区区長会	会長	井上 禎	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	川嶋 至	
(4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	明石 久則	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	川村 昌光	
(5) 岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	署長	赤井 啓修	
(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	龍谷大学文学部	教授	井上 学	副会長
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	柴田 真次	
	和歌山県地域振興部 地域政策局総合交通政策課	課長	石井 宏紀	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	久保 省生	
	岩出市総務部総務課	課長	西浦 正員	監査委員